

集落活性化推進事業（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）
実施要領

策定：平成20年4月1日国都地第182号
都市・地域整備局長
改正：平成23年4月1日国都地第89号
都市・地域整備局長
改正：平成26年4月1日国国地第91号
国土政策局長
改正：平成27年4月1日国国地第111号
国土政策局長
改正：平成28年4月1日国国地第116号
国土政策局長
改正：平成29年4月1日国国地第137号
国土政策局長
改正：平成30年4月1日国国地第105号
国土政策局長
改正：令和2年4月1日国国地第64号
国土政策局長
改正：令和3年4月1日国国地第96号
国土政策局長

（目的）

第1条

人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。

（事業の構成）

第2条

集落活性化推進事業（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業、以下「本事業」という。）は、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に資する以下の事業を対象とする。

施設の再編・集約

地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワ

ストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備（既存施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む。）及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等とする。

- ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業。
- ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能（以下「生活圏必須機能」という。）を有する施設の整備を図る事業。
- ③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る。）。
- ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業。

（事業の対象地域）

第3条

本事業は、次の（1）から（3）までに掲げる条件のいずれにも該当する地域（（4）に掲げる区域を除く。）（以下、「対象地域」という。）において行うものとする。

（1）次のいずれかの地域

- ① 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯
- ③ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ④ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された地域

（2）次に掲げる条件のいずれにも該当する集落生活圏が形成されている地域

- ① 人口規模が1,000人以上であること
- ② 小さな拠点の中心部から5km程度の距離の範囲内にあること（地域の実情を踏まえ、より広域的な圏域の形成が図られると認められる場合はこの限りではない。）

（3）次に掲げる条件のいずれにも該当する基幹集落が形成されている地域

- ①人口規模が200人以上であること
- ②近隣の都市計画の中心部から15km以上離れていること

(4) 次のいずれかの区域

- ①都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域
- ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ③津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第53条第1項及び第72条第1項の規定により指定された津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域
- ④水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第14条の1、2及び3の各第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域
- ⑤建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
- ⑥地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- ⑦急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- ⑧特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第32条第1項及び第2項の規定により指定された都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域

（事業主体）

第4条

本事業の事業主体は、対象地域を含む市町村（対象市町村により組織される地方自治法第284号第1項の一部事務組合若しくは広域連合を含む。以下同じ。）又は「小さな拠点」の形成に資する活動を行うことを目的とする非営利活動法人等若しくは地方公共団体が認定したまちづくり協議会（以下「NPO等」という。）とする。

（事業期間）

第5条

本事業の実施期間は、3か年度以内とする。

（助成措置）

第6条

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する本事業に要する経費、又はNPO等が実施する本事業に要する経費に対する市町村の補助に要する経費について、市町村に対し

て補助するものとする。

(事業の実施)

第7条

事業主体は、本事業の実施に当っては、必要に応じ地域住民の参加を求めるなど地域の主体性と創意工夫を基軸とした事業として実施するものとする。

(監督等)

第8条

国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要領の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(その他)

第9条

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土交通省国土政策局長が別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 都市地方連携推進事業実施要綱（平成15年4月1日国都地第190号。以下「旧実施要綱」という。）は廃止する。

ただし、この要領の施行の際、現に旧実施要綱に基づき行われている事業については、旧実施要綱は、この要領の施行後もなおその効力を有する。

(附則)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成20年4月1日国都地第182号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成26年4月1日国国地第91号）に基づき

行われている事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成27年4月1日国国地第111号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成28年4月1日国国地第116号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成29年4月1日国国地第137号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（平成30年4月1日国国地第105号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の集落活性化推進事業実施要領（令和2年4月1日国国地第64号）に基づき行われている事業については、なお従前の例による。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）の区域については、令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、本事業について、要領第3条の対象地域とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに事業実施前段階の調査等に着手しているもの、何らかの市町村計画又は都道府県計画等既存の計画、構想等に定められ、若しくは想定されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の補助金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村につ

いては、令和9年度分の補助金で令和10年度以降の年度)に繰り越したものがある場合には、経過措置団体の区域はなお要領第3条の対象地域とする。

- 4 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村の区域において、前項の規定により事業を実施できる対象地域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。